

給付2

医師の同意を得て、はり・きゅう、あんま・マッサージなどを受けたとき

『療養費支給申請書（はり・きゅう、あんま・マッサージ用）』

- 「はり・きゅう」は慢性病であって医師による適切な治療手段のない、神経痛・リウマチ・頰腕症候群・五十肩・腰痛症・頰椎捻挫後遺症等の病名で保険医の同意があった場合で、施術を受けることに同意し、健康保険組合が認めた場合など
- 「あんま・マッサージ」は筋麻痺・関節拘縮等であって、医療上マッサージを必要とする症例について、医師の同意があった場合で、施術を受けることに同意し、健康保険組合が認めた場合など